

私立高等学校・中学校の財務分析に関する一つの試み

—愛知県内の学校法人を事例として—

花田 達郎

An Analysis of the Financial Statements of Private High / Junior High Schools

- A Case of Educational Corporations in Aichi Prefecture -

HANADA, Tatsuro

名古屋経済大学高蔵高等学校・中学校教諭

要旨：本稿は、愛知県内の私立高等学校・中学校の財務状況について、一般公開されている財務書類を用いて、キャッシュフローの観点から考察したものである。文部科学大臣所轄の学校法人の設置する高校・中学校が、支出超過に陥っている一方、県知事所轄の学校法人の設置するそれは、収入超過を生み出していた。

キーワード：学校法人、財務分析、活動区分資金収支計算書、教育活動資金収支差額比率

1. はじめに

本稿の課題は、愛知県内の私立高等学校・中学校の財務状況について、キャッシュフローの観点から分析することである。具体的には、活動区分資金収支計算書にある二つの区分、「教育活動による資金収支」と「施設整備等活動による資金収支」を推計し、それに考察を加える。

日本私立学校振興・共済事業団は2007年、「私立学校の経営革新と経営困難への対応—最終報告—」を公表した。その中で、「学校法人の破綻のきっかけは資金ショートである」（13頁）として、キャッシュフローを重視したフローチャート「経営判断指標」（正しくは「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」）を示した（28頁）。この「指標」には、いくつかの批判があるものの¹、教育研究活動で得られた収入で、施設・設備の整備や財務活動を行うべきとする基本的な考え方自体は妥当であろう。本稿では、推計した「教育活動による資金収支」と「施設整備等活動による資金収支」の差額が、収入超過もしくは支出超過にあるのかどうか、その要因についても若干言及したい。

学校法人の財務分析に関する先行研究は、主として、私立大学（短期大学を含む）を運営する学校法人を対象としている²。大学を取り巻く経営環境が、ますます厳しくなると共に、破綻する大学も実際に現れてきたためであろう³。大学の財務分析が、喫緊の課題として、研究者の関心をひきつけてきた。しかし、このような経営環境の厳しさは、私立高等学校・中学校にも当てはまる。にもかかわらず、それらの財務分析に関する研究が少ないのは、後

¹ 「経営判断指標」は、2012年、15年と改訂された。柳田（2015年）や梅田（2016年）によれば、「経営判断指標」は学校法人による積極的な資金蓄積を促し、異常な内部留保をため込むことを評価しているとされる。

² 私立大学・学校法人の財務分析に関する研究は、主に、会計学や教育社会学で進められている。近年の成果で参照できたものに限っても、梅田（2017年）、河合（2018年、2019年）、川崎（2020年）、野中（2020年）、船津丸（2017年）、両角（2010年）などがある。

³ 「私立学校の経営革新と経営困難への対応—最終報告—」、4-5頁。

述するように、十分な財務情報を入手しづらいからだろう⁴。本稿もその問題から免れることはできず、限られた情報の下で、高等学校・中学校の財務状況を分析せざるを得なかった。その結果の妥当性については、さらなる検証を必要としよう。

2. 私立高等学校・中学校の財務情報の公開

2.1. 財務情報の公開を定める法制度—私立学校法の規定

学校法人は、私立学校法第四条により、次の二つに大別される⁵。文部科学大臣を「所轄庁」とする学校法人と、都道府県知事を「所轄庁」とする学校法人である。前者には、大学・短期大学・高等専門学校を設置する学校法人が、後者には、高等学校・中学校・小学校・幼稚園などを設置する学校法人が、それぞれ該当する。財務情報の公開を定める私立学校法では、大臣所轄の学校法人と知事所轄の学校法人とに対する位置づけが異なっている。

私立学校法第四十七条は、二つの学校法人に、次の点を共通して課している。①「毎会計年度終了後二月以内に」、財務関係の各種書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書など）を作成しなければならない、②上記の書類や監査報告書などを、「作成の日から五年間、各事務所に備えて置き」、学校法人の「利害関係人」から「請求があった場合」には、それらを「閲覧に供しなければならない」⁶。つまり、大臣所轄の学校法人も、知事所轄の学校法人も、財務情報を記載した各種書類を事務所に一定期間備え置き、それらを「利害関係人」⁷に提示しなければならないのである。

ところが、2019年の改正で新たに設けられた私立学校法第六十三条の二は、大臣所轄の学校法人に対してのみ、第四十七条で定められた財務書類を一般に公表することを義務づけた。私立学校法施行規則第七条が、その方法として、インターネットを活用した開示を規定している。知事所轄の学校法人は、その定め範疇にない。

以上より、財務情報の公開を定めた現行の法制度をまとめると、次のようになる。大臣所轄の学校法人は、財務関係の各種書類を事務所に備え置き、学校法人の「利害関係人」に適宜閲覧させると共に、それらをインターネットで一般に公表しなければならない。対して、知事所轄の学校法人は、財務書類を事務所に備え置き、学校法人の「利害関係人」に適宜閲覧させなければならない。書類をインターネットで公開することは、別段要求されていない⁸。

2.2. 愛知県内の私立高等学校・中学校による財務情報の公開

愛知県内には、私立高等学校・中学校が75校、私立中等教育学校が1校、計76校が存在する（2020年度現在）。これらの学校に関して、文部科学大臣所轄の学校法人と愛知県知事所轄の学校法人とに分けて、財務情報の公開の現状を論じる⁹。

⁴ 山口（2008年）は、高等学校法人の財務分析を試みた数少ない研究である。そこでも、同様の指摘がなされている（115頁）。

⁵ 現行の私立学校法は2019年の改正に基づき、翌20年4月1日より施行されている。

⁶ この規定は、2004年に改正された私立学校（翌05年より施行）で新設された。文部科学省は「私立学校法改正の概要（骨子）」にて、財務情報の公開を定めた目的は、「学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていく」ためと説明している。

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2016/02/03/1230453_001.pdf（2021年3月15日最終閲覧）

⁷ 文部科学省「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」（16文科高第304号、平成16年7月23日）によると、「利害関係人」とは、①「当該学校法人の設置する私立学校に在学する学生生徒やその保護者」、②「当該学校法人と雇用契約にある者」、③「当該学校法人に対する債権者、抵当権者」などを指すという。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/004/004.htm（2021年3月15日最終閲覧）

⁸ 文部科学省は「令和元年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について（通知）」（元高私参第15号、令和2年3月19日）で、財務情報の公開について、次のような見解を示している。「私立学校法は、法律により全ての学校法人に共通に義務付けるべき最低限の内容を規定したものであり、各学校法人においては、法律に規定する内容に加え、それぞれの実状に応じ、より積極的な対応が期待されています」。この通知は文部科学大臣所轄の学校法人に宛てられたもので、都道府県知事所轄の学校法人を対象としているわけではない。しかしながら、知事所轄の学校法人の中には、財務関係の書類をウェブサイト上で自主的に開示している法人もある。そうした判断は、文部科学省が「期待」している通り、学校法人による財務情報の公開をさらに促す動きにつながるだろう。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1355974.htm（2021年3月15日最終閲覧）

⁹ 本稿とは異なる視角から、学校法人による財務情報の開示の実態を研究した論文として、林（2016年）がある。

(1) 文部科学大臣所轄の学校法人の場合

大臣所轄の学校法人が作成しなければならない財務関係の各種書類は、学校法人会計基準第四条にて、「計算書類」という名目で、次のように指定されている（表1）¹⁰。

表1 文部科学大臣所轄の学校法人によって作成される「計算書類」

1	ア	資金収支計算書
	イ	資金収支計算書内訳表－ a. 資金収支内訳表 b. 人件費支出内訳表
	ウ	活動区分資金収支計算書
2	エ	事業活動収支計算書
	オ	事業活動収支内訳表
3	カ	貸借対照表
	キ	明細表－ a. 固定資産明細表 b. 借入金明細表 c. 基本金明細表

私立学校法第四十七条が上記の書類の中で、一般公開の対象としているのが、資金収支計算書（ア）、活動区分資金収支計算書（ウ）、事業活動収支計算書（エ）、貸借対照表（カ）である¹¹。ところが、これらの書類では、大臣所轄の学校法人が設置する高等学校・中学校の財務状況を分析することができない。いずれも、法人本部と設置校を含めた学校法人全体を計算しているからである。高校・中学校の財務分析を行うためには、資金収支内訳表（イ－a.）と事業活動収支内訳表（オ）が必要となる。とりわけ前者は、本稿の目的のために必須である。資金収支内訳表と事業活動収支内訳表の公開は、学校法人の自主的な判断による。

以上の点を踏まえて、愛知県における大臣所轄の学校法人による財務情報の公開の現状を示そう。30の学校法人が、高等学校・中学校52校を設置している。公開の実態は、次の表2の通りである¹²。

表2 愛知県内の高等学校・中学校【文部科学大臣所轄の学校法人】による財務情報公開の現状

	1			2		3	学校法人数	学校数
	ア	イ－a.	ウ	エ	オ	カ		
①	○	○	○	○	○	○	5	12
②	○	△	○	○	△	○	4	7
③	○	×	○	○	▲	○	1	1
④	○	×	○	○	×	○	20	32
							30	52

※公開期間

○：5年間（2015-19年度）

△：直近2年間（2018-19年度）

▲：最新の1年間（2019年度）

×：公開なし

¹⁰ 表1の「計算書類」は、2013年の学校法人会計基準の改正で整えられた。

¹¹ 文部科学省「学校法人会計基準の一部改正に伴う私立学校法第47条の規定に基づく財務情報の公開に係る書類の様式参考例等の変更について（通知）」（25文科高第616号、平成25年11月27日）によれば、同法四十七条で定める「収支計算書」は、「資金収支計算書、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支計算書がこれに該当する」としている。

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/12/02/1333921_7.pdf（2021年3月15日最終閲覧）

¹² 表2を作成するにあたっては、文部科学大臣所轄の各学校法人のウェブサイトを調査した。財務情報の公開を対象とする期間は、表1の「計算書類」の作成が始まった2015年度から、本稿執筆時（2021年3月）における最新の財務情報を入手できる2019年度までとした。表2の数字やカナ記号は、表1のそれらと対応している。なお、本稿での推計に必要な人件費支出内訳表（イ－b.）と明細表（キ）は割愛した。

大臣所轄の学校法人による財務情報の公開は、上記の4パターンに分類される。5年間の資金収支内訳表と事業活動収支内訳表を自主的に公表している、すなわち、情報公開が最も進んでいるのが、パターン①である。直近2年間という期限付きながら、資金収支内訳表と事業活動収支内訳表を自主的に公表しているパターン②も、情報公開が進んでいると言えるだろう。それらに対して、パターン④は、私立学校法が定める情報公開である。注8に記した文部科学省の通知に従えば、「最低限の内容」と判断されるものである。

本稿の課題に照らすと、パターン①とパターン②に該当する9学校法人が、推計の対象となる。パターン①とパターン②—もちろん、より望ましいのはパターン①—に該当する学校法人数が、増えれば増えるほど、一層意味のある推計を得ることができよう。しかし、表2から確認できるように、推計する学校法人が全30の法人に占める割合は、わずか30%である。「より積極的な」情報公開を求めている文部科学省の「期待」は、多くの学校法人にまだ届いていないのだろう。

(2) 都道府県知事所轄の学校法人の場合

知事所轄の学校法人も、基本的には、表1で示された「計算書類」を作成しなければならない。ところが、学校法人会計基準第三十七条は、同法人に対して、次の特例を認めている。活動区分資金収支計算書、もしくは基本金明細表(キーc.)の作成の免除である。

愛知県内においては、17の知事所轄の学校法人が、高等学校・中学校23校と中等教育学校1校を設置している。財務情報の公開の現状を調べてみると、結果は下の表3の通りである¹³。

表3 愛知県内の高等学校・中学校【知事所轄の学校法人】による財務情報公開の現状

	1			2		3	学 校 法人数	学校数
	ア	イ-a	ウ	エ	オ	カ		
①	○	○	○	○	○	○	1	2
②	▲	▲	×	▲	▲	▲	4	6
③	▲	×	×	▲	×	▲	4	6
④	×	×	×	×	×	×	7	9
							16	23

※公開期間

○：4年間（2016-19年度）

△：直近2年間（2018-19年度）

▲：最新の1年間（2019年度）

×：公開なし／作成なし

知事所轄の学校法人についても、財務情報の公開は、4パターンにまとめられる。初めに確認しておきたいのは、パターン④が、これらの学校法人にとっては常態ということである。前述したように、知事所轄の学校法人は、財務書類を事務所に備え置き、その「利害関係人」に適宜閲覧させることのみを義務づけられているからである。財務書類をインターネットで公表する必要はない。

他方で、財務情報をインターネットで一般開示しているパターン①・②・③からは、程度の差はあれ、情報公開を積極的に進めていこうとする学校法人の姿勢を読みとることができよう。愛知県の場合、この3パターンに該当する法人数は9で、全16法人の半数に及ぶ。日本私立学校振興・共済事業団が2019年度に、「高等学校法人」を対象として実施したアンケートによると（対象法人数618／回答法人数319／回答率46.8%）、回答のあった法人

¹³ 表3を作成するにあたっては、愛知県知事所轄の各学校法人のウェブサイト进行调查した。財務情報の公開を対象とする期間は、表1の「計算書類」の作成が始まった2016年度から、本稿執筆時における最新の財務情報を入手できる2019年度までとした。表3の数字やカナ記号は、表1のそれらと対応している。表2と同じく、人件費支出内訳表と明細表は割愛した。なお、パターン③の学校法人数・学校数には、2018年度のみ財務情報を公開している1法人・1校が含まれている。また、中等教育学校の財務情報は非公開であるため、推計から除外し、全学校法人数を16法人、全学校数を23校とした。

の約24%が、「財務情報（貸借対照表、収支計算書、事業報告書等）」をウェブサイト上で公表しているという¹⁴。愛知県内にある知事所轄の学校法人は、全国的にみて、財務情報を進んで公開していると考えることができよう。ただし、表3が示すように、それらの法人はほぼ全て、最新年度のみ財務書類を公表するにとどまっている¹⁵。

本稿での推計対象となるのは、やはりパターン①とパターン②である。大臣所轄の学校法人に設置されている高等学校・中学校の推計と合算できるからである。パターン③に該当する知事所轄の学校法人は、高等学校のみ、もしくは高等学校・中学校を設置している。資金収支計算書や事業活動計算書は、各学校のみならず、法人本部をも含めた「計算書類」である。大臣所轄の学校法人の推計と同一に扱うためにも、資金収支内訳表が入手できる知事所轄の学校法人を対象としなければならない。それに該当するのは5学校法人で、全16法人中のわずか31%である。愛知県にある知事所轄の学校法人は、財務情報の公開に積極的とはいえ、財務関係の各種書類を十分に公表しているわけではない。

大学・短期大学を設置する学校法人は、「分かり易い財務情報」を積極的に開示すべきと、河合（2019年）は論じている。その理由の一つとして、学校法人に投入される「経常費補助金の原資が税金であることから、その説明責任は広く国民に対してある」と指摘する（3頁）。公費による私学助成が補助される点が、学校法人の有する高い公共性を担保する一因とするならば、「所轄庁」の区別は関係ない。あらゆる学校法人が、詳細にして、「分かり易い財務情報」を積極的に一般公開すべきだろう。河合が同じ論文で、次のような見通しを加えていることにも注意したい。「私立学校法第47条第2項の規定は、学校法人に義務付ける最低限の情報公開の内容との位置づけであり、他の学校法人の情報公開より遅れるようなことがあれば、社会一般から信頼される学校法人となることは不可能だろう」（5頁）。

3. 私立高等学校・中学校の活動区分資金収支計算書の推計

3.1. 推計の対象と方法

これより、活動区分資金収支計算書にある「教育活動による資金収支」と「施設整備等活動による資金収支」とを推計していく。だが、その前に、推計の対象と方法について説明しておきたい。

まずは、推計の対象とする期間と学校数¹⁶に関してである。表2と表3のパターン①・②に基づいて、推計できる年度と学校数を整理すると、次の表4となる。

表4 「教育活動／施設整備等活動による資金収支」の推計可能な年度と学校数

	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
文部科学大臣所轄の学校法人の高等学校・中学校数 ^①	19	19	12	12
都道府県知事所轄の学校法人の高等学校・中学校数 ^②	8	2	2	2
(①+②) / 全75学校数 (%)	36.0	28.0	18.7	18.7

¹⁴ 日本私立学校振興・共済事業団編（2020年）「「私立高等学校の教育改革と経営改善方策に関するアンケート」報告」『私学経営情報』第34号、1頁、99頁。ここでいう「高等学校法人」とは、「高等学校を設置している学校法人のうち、大学・短期大学を設置していない学校法人」を意味する。

https://www.shigaku.go.jp/files/keieikaizenanke-to_r01.pdf（2021年3月15日最終閲覧）

¹⁵ 「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」は、財務情報の公開に関して、「各都道府県において所轄の学校法人に対して指導を行うに際しては、小規模法人に過度の負担とならないよう配慮されたい」と求めている。「「私立高等学校の教育改革と経営改善方策に関するアンケート」報告」によると、財務情報を一般公開していない「高等学校法人」の約69%が、「事務作業の煩雑」さをその理由に挙げている（『私学経営情報』第34号、100頁）。知事所轄の学校法人に対して、大臣所轄の学校法人によるのと同様の情報公開を求めることは、「過度の負担」なのかもしれない。

¹⁶ 後で論じるように、愛知県と全国の平均を比較できるようにするため、推計の基準は、高等学校・中学校数とした。

この表から明らかであるように、推計できる最大の学校数は、2019年度の場合の27校である。だとしても、全75校に占める割合は、36%にしか過ぎない。さらに、2018年度以前における、知事所轄の学校法人の高等学校・中学校2校は、同一法人が設置するものである。2019年度の27校が、推計の対象とならざるを得ない。そのため、推計の結果については、各学校の個別的要因に大きく左右されている可能性が十分にある。

続いて、推計の方法である。大臣所轄の学校法人は、既述の通り、法人全体の活動区分資金収支計算書を作成している。知事所轄の学校法人の場合、その作成は各法人に委ねられている。よって、対象とする高等学校・中学校の活動区分資金収支計算書の科目を定めてから、資金収支内訳表を活用して、数値を算出しなければならない。下の表5が、計算ベースとなるものである。

表5 「教育活動／施設整備等活動による資金収支」を推計するための科目

教育活動による資金収支	科目	
	収入	学生生徒等納付金収入
		手数料収入
		特別寄付金収入
		一般寄付金収入
		経常費等補助金収入
		付随事業収入
		雑収入
		教育活動資金収入計
	支出	人件費支出
		教育研究経費支出
		管理経費支出
		教育活動資金支出計
	〔調整前〕教育活動資金収支差額①	
施設整備等活動による資金収支	科目	
	収入	施設設備寄付金収入
		施設設備補助金収入
		施設整備等活動資金収入計
	支出	施設関係支出
		設備関係支出
		施設整備等活動資金支出計
	〔調整前〕施設整備等活動資金収支差額②	
合計 (①+②)		
〔調整前〕教育活動資金収支差額比率		

一つ目の区分である「教育活動による資金収支」における「収入」と「支出」の各科目は、活動区分資金収支計算書に記載されているものと同じである。

それに対して、二つ目の区分「施設整備等活動による資金収支」における「収入」と「支出」の各科目は、活動区分資金収支計算に変更を加えて、表の通りとした。例えば、「収入」では、施設・設備売却収入や引当特定資産

からの取崩収入などが、しばしば計上されている¹⁷。しかしながら、そのような収入は各学校で扱われるのか、それとも、法人本部で扱われるのか、判然としない。そのため、「施設整備等活動による資金収支」の科目は、学校単位で確実に計上される、「施設設備寄付金収入」・「施設設備補助金収入」や「施設関係支出」・「設備関係支出」に限定した。

ところで、資金収支計算書は、学校法人会計基準第六条が定める二つの目的、「当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容」と、「当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。）の収入及び支出のてん末」とを明らかにするため、「調整勘定」を計上している。それは、活動区分資金収支計算書においても、区分ごとに計上されている。ところが、開示されている資金収支計算書と資金収支内訳表では、各区分の「調整勘定」を算出することができない。そのため、「調整前」という形にして、二つの区分における「収入」と「支出」の差額を算定した。「[調整前]教育活動資金収支差額比率」は、【[調整前]教育活動資金収支差額/教育活動資金収入計×100】で計算している。

3.2. 推計の結果と考察

(1) 「教育活動による資金収支」の状況—「[調整前]教育活動資金収支差額比率」を中心に

次ページの表6は、愛知県内にある高等学校・中学校27校の平均である。「[調整前]教育活動資金収支差額比率」は2.4%で、かろうじてプラスとなっている。しかしながら、全国の高等学校・中学の「[調整前]教育活動資金収支差額比率」平均は、10.9%である¹⁸。この差は一体、何に起因しているのだろうか。

「教育活動による資金収支」の収入面からすると、愛知県の「収入計」平均は約9.0億円で、全国平均である約6.6億円の1.4倍となる。愛知県・全国を問わず、収入のほとんどを占めているのが、「学生生徒等納付金収入」と「経常費等補助金収入」である。それらの平均金額を示すと、表7の通りである。

いずれの収入についても、愛知県の方が全国より多い。とりわけ「経常費等補助金収入」の多さが、注目される。愛知県の「経常費等補助金収入」平均額は、全国のそれより約1.7倍も多い。また、「経常費等補助金収入」に関する愛知県と全国の差額は約1.6億円で、「学生生徒等納付金収入」の差額の約2倍である。愛知県の「収入計」平均を押し上げているのは、自治体からの手厚い「経常費等補助金収入」のおかげであろう。

そうすると、愛知県の「[調整前]教育活動資金収支差額比率」平均を低くしている要因は、「教育活動による資金収支」の支出面にあるのではないかと。表8は、愛知県と全国における「人件費支出」・「教育研究経費支出」・「管理経費支出」の平均額が、「教育活動資金収入計」平均に占める割合を計算したものである。得られた収入が、どれほど、三つの科目に支出されているのかが、この表より判明する。愛知県の「人件費支出」や「教育研究経費支出」の割合が、全国のそれらよりも高い—特に前者は、9.2%も高い—ことを指摘できる。

¹⁷ 野中（2020年）は、「施設整備等活動による資金収支」で計上される各種の引当特定資産は、現金預金や有価証券と同様の金融資産として扱われるべきである、すなわち、「その他の活動による資金収支」に組み替えて分析すべきであると論じている（61頁）。加えて、「その他の活動による資金収支」での収入・支出の合計額には、「あまり意味がない」ともする。「金融資産の売却、購入、積み増し、取り崩しといった金融商品の増減がほとんど」で、「財務活動資金収支差額がマイナスであるということは、金融資産を増やした結果」だからという（66頁）。本稿が「その他の活動による資金収支」を推計しない理由の一つである。しかしながら、「その他の活動による資金収支」に該当する科目の学校別情報は、そもそも開示されていない。それが、該当項目の推計を不可能にしている。

¹⁸ 全国の高等学校・中学校に関する活動区分資金収支計算書の推計—最新の2019年度—は、日本私立学校振興・共済事業団が発行している『令和2年度版 今日私学財政：高等学校・中学校・小学校編』（2021年）による。高等学校部門（1283校）と中学校部門（724校）の数値を合算し、全2007校の平均を算出した。以下の全国平均も同様。

表6 愛知県内の高等学校・中学校 27 校の平均

単位：千円

	科目		平均
	教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入
手数料収入			15,450
特別寄付金収入			787
一般寄付金収入			5,334
経常費等補助金収入			404,662
付随事業収入			3,068
雑収入			40,946
教育活動資金収入計			907,995
支出		人件費支出	678,542
		教育研究経費支出	175,755
		管理経費支出	32,046
	教育活動資金支出計	886,343	
[調整前] 教育活動資金収支差額①		21,652	
施設整備等活動による資金収支	科目		
	収入	施設設備寄付金収入	2,973
		施設設備補助金収入	10,002
		施設整備等活動資金収入計	12,975
	支出	施設関係支出	86,055
		設備関係支出	29,135
		施設整備等活動資金支出計	115,190
[調整前] 施設整備等活動資金収支差額②		△ 102,215	
合計 (①+②)		△ 80,563	
[調整前] 教育活動資金収支差額比率		2.4%	

表7 愛知県内 27 校の「学生生徒等納付金収入」と「経常費等補助金収入」の平均

(単位：千円)	愛知県	全国
学生生徒等納付金収入	437,748	360,277
経常費等補助金収入	404,662	240,759

表8 愛知県内 27 校の各経費 (平均) が、「教育活動収入計」(平均) に占める割合

(単位：%)	愛知県	全国
人件費支出	74.7	65.5
教育研究経費支出	19.4	18.6
管理経費支出	3.5	5.0

ここで、次ページ以降の二つの表を見てもらいたい。**表9**は、愛知県における大臣所轄の学校法人が設置する高等学校・中学校 19校の平均である。**表10**は、県内の知事所轄の学校法人が設置する高等学校・中学校 8校の平均を示している。

表9と**表10**にある「〔調整前〕教育活動資金収支差額比率」を確認すると、大臣所轄の学校法人が設置する高等学校・中学校の平均はマイナス、知事所轄の学校法人が設置するそれはプラスで、かつ全国平均よりも高い。つまり、愛知県の「〔調整前〕教育活動資金収支差額比率」平均を押し下げているのは、大臣所轄の学校法人が設置する高校・中学校の影響と言えよう。

そこで、**表9**より、「教育活動資金収入計」に対する「人件費支出」、「教育研究経費支出」、「管理経費支出」の割合を算出すると、順に、77.1%、22.7%、4.4%となる。やはり、「人件費支出」と「教育研究経費支出」の割合が、**表8**が示す全国平均よりも高い。

「人件費支出」／「教育活動資金収入計」、および、「教育研究経費支出」／「教育活動資金収入計」の値が高くなる理由は、自明のことながら、次の2パターンのいずれかになる。すなわち、①分子の「支出」が、例年と同程度にあり、分母の「収入」が、例年以上に減っている、②分子の「支出」が、例年以上に増え、分母の「収入」が、例年と同程度にある、このどちらかである。

2018年度における、大臣所轄の学校法人が設置する高校・中学校の「教育活動資金収入計」平均を調べてみると¹⁹、その金額は883,368千円であった。2019年度の「収入計」平均876,580千円は、18年度の約99%、つまり、ほんのわずかな減少である。したがって、「教育活動資金収入計」に対する「人件費支出」と「教育研究経費支出」が高い理由は、パターン②、両支出が「例年以上に増えている」から、ということになる。

事実、2019年度と18年度における、「人件費支出」、「教育研究経費支出」、「管理経費支出」の平均額を確認すると、**表11**のようになる。「教育活動資金支出計」は、2018年度から19年度にかけて、約1億円増である。中でも、「人件費支出」と「教育研究経費支出」の増加が、顕著である。これが、愛知県の「〔調整前〕教育活動資金収支差額比率」平均を低くしている要因だろう。

続いて、**表10**より、知事所轄の学校法人が設置する高等学校・中学校の特色を指摘しておこう。これらの学校の「〔調整前〕教育活動資金収支差額比率」平均は16.2%で、全国平均より高い。「教育活動資金収入計」の金額は、大臣所轄の学校法人が設置する学校のそれよりも約1.1倍多い。他方で、「教育活動資金支出計」の金額が、約0.9倍となっている。知事所轄の学校法人が設置する高校・中学校は、十分な収入を確保した上で、支出を抑制していると考えられるだろう。実際、「人件費支出」、「教育研究経費支出」、「管理経費支出」が、「教育活動資金収入計」に占める割合を計算すると、順に、69.7%、12.3%、1.7%となる。**表8**の全国平均に照らすと、その抑制ぶりを理解できよう²⁰。

¹⁹ **表4**が示す通り、大臣所轄の学校法人が設置する高等学校・中学校数と学校は、2019年度と同一であり、平均を算出する基準は変わらない。

²⁰ 本来であれば、大臣所轄の学校法人が設置する高等学校・中学校は、なぜ、「教育活動資金支出計」を1億円も増加させたのか、あるいは、知事所轄の学校法人が設置する高等学校・中学校が、「教育活動資金支出計」を抑制する理由は何か、などについて、各学校の事情にふれながら、究明しなければならぬだろう。しかし、本稿では、そこまで立ち入る余裕はなく、数値上の見通しを述べるにとどまった。

表9 愛知県内の高等学校・中学校19校【文部科学大臣所轄の学校法人】の平均

単位：千円

	科目		平均
	教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入
手数料収入			12,841
特別寄付金収入			998
一般寄付金収入			4,866
経常費等補助金収入			387,315
付随事業収入			4,182
雑収入			38,201
教育活動資金収入計			876,580
支出		人件費支出	675,733
		教育研究経費支出	198,888
		管理経費支出	38,360
	教育活動資金支出計	912,981	
[調整前] 教育活動資金収支差額①			△ 36,401
施設整備等活動による資金収支	科目		
	収入	施設設備寄付金収入	4,168
		施設設備補助金収入	13,958
		施設整備等活動資金収入計	18,126
	支出	施設関係支出	98,180
		設備関係支出	38,958
		施設整備等活動資金支出計	137,138
[調整前] 施設整備等活動資金収支差額②			△ 119,012
合計 (①+②)			△ 155,413
[調整前] 教育活動資金収支差額比率			-4.2%

表10 愛知県内の高等学校・中学校8校【知事所轄の学校法人】の平均

単位：千円

		科目	平均
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	460,478
		手数料収入	21,645
		特別寄付金収入	284
		一般寄付金収入	6,446
		経常費等補助金収入	445,863
		付随事業収入	423
		雑収入	47,467
		教育活動資金収入計	982,606
	支出	人件費支出	685,212
		教育研究経費支出	120,815
		管理経費支出	17,050
		教育活動資金支出計	823,077
		[調整前] 教育活動資金収支差額①	159,529
施設整備等活動による資金収支	収入	施設設備寄付金収入	135
		施設設備補助金収入	606
			施設整備等活動資金収入計
	支出	施設関係支出	57,257
		設備関係支出	5,807
			施設整備等活動資金支出計
			[調整前] 施設整備等活動資金収支差額②
合計 (①+②)			97,206
		[調整前] 教育活動資金収支差額比率	16.2%

表11 愛知県内19校の各経費（平均）が、「教育活動収入計」（平均）に占める割合

(単位：千円)	2019年度	2018年度	差額 (2019-2018)
人件費支出	675,733	654,986	20,747
教育研究経費支出	198,888	126,763	72,125
管理経費支出	38,360	29,692	8,668

(2) 「教育活動による資金収支」と「施設整備等活動による資金収支」の関係

教育研究活動に必要な施設・設備の整備は、それによって得られた収入の範囲内で行う。本稿の冒頭で示したように、これが、キャッシュフローを重視した考え方である。言い換えると、「〔調整前〕教育活動資金収支差額」と「〔調整前〕施設整備等活動資金収支差額」の合計が、収入超過であるようにする、ということである。

表6を確認すると、愛知県における、「〔調整前〕教育活動資金収支差額」と「〔調整前〕施設整備等活動資金収支差額」の平均合計は、約8,000万円の支出超過である。教育研究活動で生み出された収入では、必要な施設・設備一貸借対照表に記載される固定資産一を賄うのに不足しているのである。なぜだろうか。ここでも、**表9**と**表10**に分けることが、その理解を助けてくれる。

表9より、大臣所轄の学校法人が設置する高等学校・中学校の「施設整備等活動資金支出計」は、約1.3億円と計上されている。「〔調整前〕施設整備等活動資金収支差額」は、1億円以上の支出超過である。それが、「〔調整前〕教育活動資金収支差額」との合計をさらに悪化させ、約1.5億円の支出超過となっている。一方、**表10**は、知事所轄の学校法人が設置する高校・中学校の「施設整備等活動資金支出計」が約6,300万円、前者の半分程度であることを示している。「〔調整前〕教育活動資金収支差額」との合計は、9,700万円ほどの収入超過である。平均値であるため、単純な合算で一致することはないが、両学校法人の高校・中学校の収支差額合計は、5,800万円ほどの支出超過となる。ここでも、大臣所轄の学校法人が設置する高校・中学校の支出超過が、県全体の結果(8,000万円の支出超過)に影響を及ぼしていると考えてよいだろう²¹。

それでは、その支出超過の要因は、何だろうか。詳述する余力はないが、見逃せない事実の一つは、大臣所轄の学校法人が設置するある高等学校・中学校で、新校舎が建設されたことである。同法人に属する全学校の「施設関係支出」は、約13.5億円と計上されている。それを除外して、愛知県の平均を再び算出すると、約4,600万円となる。**表6**の「施設関係支出」が示す約8,600万円のほぼ半額である。該当学校の13.5億円が、県の「施設関係支出」の平均額を高めていると考えて、間違いないだろう。

ただし、注意しておきたいのは、「施設関係支出」や「設備関係支出」は、単年度で大きく変動するという点である。施設・設備の大規模工事は、当該年度の支出を一時的に激増させるが、それが完了すれば、支出は激減する。「教育活動による資金収支」と「施設整備等活動による資金収支」の関係は、本来、経年変化を調べて考えるべきなのだろう。しかし、今回は、情報の制約もあって、そこまで追究することができなかった。

4. おわりに

本稿の要点をまとめよう。まずは、愛知県における財務情報の公開の実態についてである。文部科学大臣所轄の学校法人の中で、収支内訳表を含めた財務情報を公開している法人は、全体の3割に過ぎない。一方、都道府県知事所轄の学校法人の場合は、財務情報をインターネット上で公表している法人が、半数を超えている。しかしながら、大臣所轄の学校法人と同じく、収支内訳表まで含めた財務情報の開示は、まだ十分とは言えない。

次に、活動区分資金収支計算書の推計である。愛知県の「〔調整前〕教育活動資金収支差額比率」平均は、全国のそれと比べると、非常に低い。知事所轄の学校法人が設置する高等学校・中学校は、十分な「教育活動資金収入」を得ると共に、その「支出」を抑制し、高い「〔調整前〕教育活動資金収支差額比率」を出している。一方で、大臣所轄の学校法人が設置する高等学校・中学校は、「人件費支出」と「教育研究経費支出」を増加させたため、「〔調整前〕教育活動資金収支差額比率」をマイナスにした。それが結果的に、県全体の「〔調整前〕教育活動資金収支差額比率」を押し下げた。また、愛知県における「教育活動による資金収支」と「施設整備等活動による資金収支」の合計が、支出超過に陥っているのも、大臣所轄の学校法人が設置する高校・中学校の影響だった。

高等学校・中学校の財務状況をより正確に分析するためには、現時点で公開されている財務情報を収集し、蓄積していくことが肝要である。同時に、多くの学校法人による積極的な情報公開も望まれる。今回の分析結果は、さらなる検証—例えば、経年変化の追跡—を必要とする。本稿は、そのための第一歩である。

²¹ 逆に言えば、知事所轄の学校法人が設置する高等学校・中学校は、「施設整備等活動による資金収支」においても、支出の抑制を図っていることになる。

参考文献

- ・梅田守彦（2017年）「東海3県の大学法人の財政分析－施設設備投資の水準に焦点を当てて－」『中京企業研究』39号、1-15頁。
- ・梅田守彦（2016年）「大学経営における財務情報」、芝健次編『公共経営の変容と会計学の機能』同文館出版、271-291頁。
- ・河合晋（2018年）「学校法人における会計基準の改正と財務指標に関するレビュー」『岡崎女子短期大学研究紀要』51号、17-26頁。
- ・河合晋（2019年）「学校法人の財務分析についての一考察」『岐阜協立大学論集』53巻2号、1-17頁。
- ・川崎成一（2020年）『市場化時代の大学経営分析』東京大学出版会。
- ・野中郁江（2020年）『私立大学の財政分析ハンドブック』大月書店。
- ・林兵磨（2016年）「学校法人会計の開示の実態について～中部地方の学校法人の事例を中心に～」『常葉大学経営学部紀要』第4巻第1号、41-49頁。
- ・船津丸仁（2017年）「学校法人の財務分析」『経済研究所所報（駿河台大学）』第21号、53-76頁。
- ・両角亜希子（2010年）『私立大学の経営と拡大・再編－1980年代後半以降の動態』東信堂。
- ・柳田純也（2015年）「「経営判断指標」の批判的検討」『名城論叢』第15巻特別号、139-154頁。
- ・山口不二夫（2008年）「高等学校法人の財政分析－T高校における裁判事例－」『明治大学社会科学研究所紀要』第47巻第1号（通巻69集）、115-136頁。